



社会福祉法人宮原ハーモニー
あい音保育園

やさしい未来を育てよう。

令和7年度 園のしおり
(重要事項説明書①)



やさしい未来を育てよう。

社会福祉法人 宮原ハーモニー

10年後。20年後。この子たちは、
どんな大人になっているんだろう。
毎日子どもたちを見つめながら、
わたし達はそんなことを考えています。

自分の意思を持ち、自ら未来を切り拓ける。
人を思いやり、支えることができる。
世の中に、そんな人を増やしたい。

だからこそわたし達は
ひとりの個性を伸ばしながら、
みんなで育ち合える保育で、
人が人を思いやれる
「やさしい未来」を育てていきます。

法人理念 やさしい未来を育てよう

保育方針 つながる保育

保育目標 じりつと協力

保育の方法

異年齢保育 チーム保育 選択制の保育 みんなでつくる行事

職員が大切にすること 宮原ハーモニーマインド

共感 挑戦 とともに育つ



社会福祉法人宮原ハーモニー
クレドブック
やさしい未来のつくりかた より

社会福祉法人宮原ハーモニーはこのたび法人設立 20 周年を記念して

ロゴマークをリニューアルしました。

デザインのコンセプトは法人理念である

「やさしい未来を育てよう」です。

マークの上の部分はやさしい未来の創り手となる個性豊かな子どもたち。

その子どもたちを支えている私たちはグラデーションと重なりで

調和(ハーモニー)を表しています。

子どもたち一人ひとりの育ちを支えたい

見守りたい、そしてやさしい未来をつくりたい

私たちの願いをマークに込めています。

やさしい未来を育てるために法人運営、各園の運営に努めて参りますので

今後ともご支援・ご協力をよろしくお願いいたします



社会福祉法人
宮原ハーモニー

もくじ

- 1、2・・・法人理念、保育方針、保育目標、保育の方法、職員が大切にすること 宮原ハーモニーマインド
- 3・・・ロゴマークについて
- 4、5・・・もくじ
- 6・・・施設運営者、事業の目的、施設概要
- 7・・・職員体制、園舎図
- 8・・・施設・設備の概要、利用定員
- 9・・・あい音保育園 周辺地図(散歩マップ)
- 10、11、12・・・提供する保育・教育の内容、開所日・開所時間、土曜共同保育実施について
災害時等における臨時休園
- 13・・・利用の開始及び終了に関する事項、保育時間
- 14・・・保育料等
- 15・・・保育料以外の集金
- 16・・・enpay 資料
- 17、18・・・子どもの権利条約に基づいた保育
- 19、20、21・・・虐待の防止のための措置に関する事項
- 22・・・保育の方法 異年齢保育、チーム保育
- 23・・・選択制の保育、みんなでつくる行事
- 24、25・・・その他の保育の特色
(ハッピーにここにこタイム、わくわくアート、体操教室、公園遊び、外遊び、ICT の活用、性差への配慮)
- 26・・・働き方改革の対応
- 27・・・年間行事・活動
- 28、29・・・保育園の1日～デイリープログラム～
- 30・・・園生活に必要な物(衣服に関するお願い、その他、園で着用を控えていただくもの)
- 31・・・健康な足の発達の為に
- 32、33・・・持ち物に関するお願い、持ち物の明記のお願い、貸し出したもの、ヘアアクセサリ等、自立に向けて(幼児クラスから就学に向けて)、その他、衣服が汚れた場合
- 34・・・準備物一覧
- 35、36・・・はな、ほし、つき 持ち物一覧
- 37、38・・・にじ、そら、たいよう 持ち物一覧
- 39・・・ハッピーにここにこタイム・体操教室準備物について
- 40・・・午睡
- 41、42・・・ベッドカバー、マットカバー
- 43・・・入園に際して、翌年度の4月に入園を希望される方
年度途中での入園を希望される方、慣れ保育(慣らし保育)
- 44・・・登降園について(登園)
- 45・・・降園 迎え時間・送迎者の登録、送迎時のお願い 保健関係、送迎時のお願い 自転車の方
- 46、47・・・送迎時のお願い 車の方
- 48・・・送迎時のお願い その他(防犯・危機管理関係)
- 49、50、51、52・・・自転車の資料



- 53、54・・・ご家庭との連携(緊急連絡、休園日の電話連絡、電話対応、連絡帳) 発育測定結果、園からお配りするもの、園からのお知らせ等、必要手続き 保育参加、子どもを共に育てるパートナーとして
- 55、56、57、58、59・・・ウェルキッズ 資料
- 60・・・大切なお願い
- 61・・・スマホに子守をさせないで
- 62・・・園からのお願い・お知らせ
- 63・・・園で利用している各種サービス等
- 64・・・法人ホームページ、SNS
- 65・・・情報公開
- 66・・・苦情解決システム
- 67、68、69・・・個人情報保護方針、個人情報の利用目的

【施設運営者】

| | |
|-------------|--|
| 名称 | 社会福祉法人宮原ハーモニー |
| 代表者氏名 | 理事長 島村 和宏 |
| 設立認可 | 平成 13 年 2 月 26 日 |
| 本部所在地 | さいたま市北区宮原町 2-39-16 |
| 本部電話番号 | TEL 048-667-8655 (問い合わせ先 048-783-2480 えがお三橋保育園内) |
| ホームページ | http://www.m-harmony.or.jp |
| 定款の目的に定めた事業 | 第 2 種社会福祉事業 (保育所の経営、地域子育て支援事業の経営 放課後児童健全育成事業の経営) |
| 運営施設 | 認可保育所(ハーモニー保育園、えがお保育園、あい音保育園) 子育て支援センター(えがお保育園併設) 学童保育スマイルクラブ |
| 役員構成 | 理事： 島村和宏(理事長) 島村よう子 石倉正仁 星野優美子 丸山和彦 加藤合 監事： 遠藤昭一 笠原栄希 評議員： 関口雄祐 川鍋和枝 大野智子 鈴木健史 高橋貴志 高田綾 中込恭平 |

【事業の目的等】

- ・児童福祉法の精神に基づき保育を必要とする乳幼児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- ・事業実施にあたっては「さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」「さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」その他関係法令・通知等を遵守する。

【施設概要】

| | |
|-----------|--|
| 施設の種類 | 保育所 |
| 名称 | あい音保育園 |
| 開所年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 |
| 所在地 | さいたま市北区宮原町 4-3-9 |
| 連絡先 | TEL 048-729-5831 FAX 048-729-5851 |
| 施設長氏名 | 園長 加藤 藍 |
| 入所定員・対象年齢 | 90 名(生後 6 か月～就学前まで) 2 号認定こども(3 歳以上)50 人 3 号認定こども(満 1 歳以上)32 人 (満 1 歳未満)8 人 |
| 交通 | JR高崎線 宮原駅から徒歩 5 分 |
| 嘱託医 | 小児科 有隣医院 翁伯東 医師 歯科 みずき歯科クリニック 加藤合 歯科医師 |
| 第三者委員 | 細萱 大祐 ・ 笠原 栄希 |
| 給食 | 自園調理(昼食・おやつ)・完全給食 |
| 送迎 | 送迎用駐車場、駐輪スペース 有 |

【職員体制】

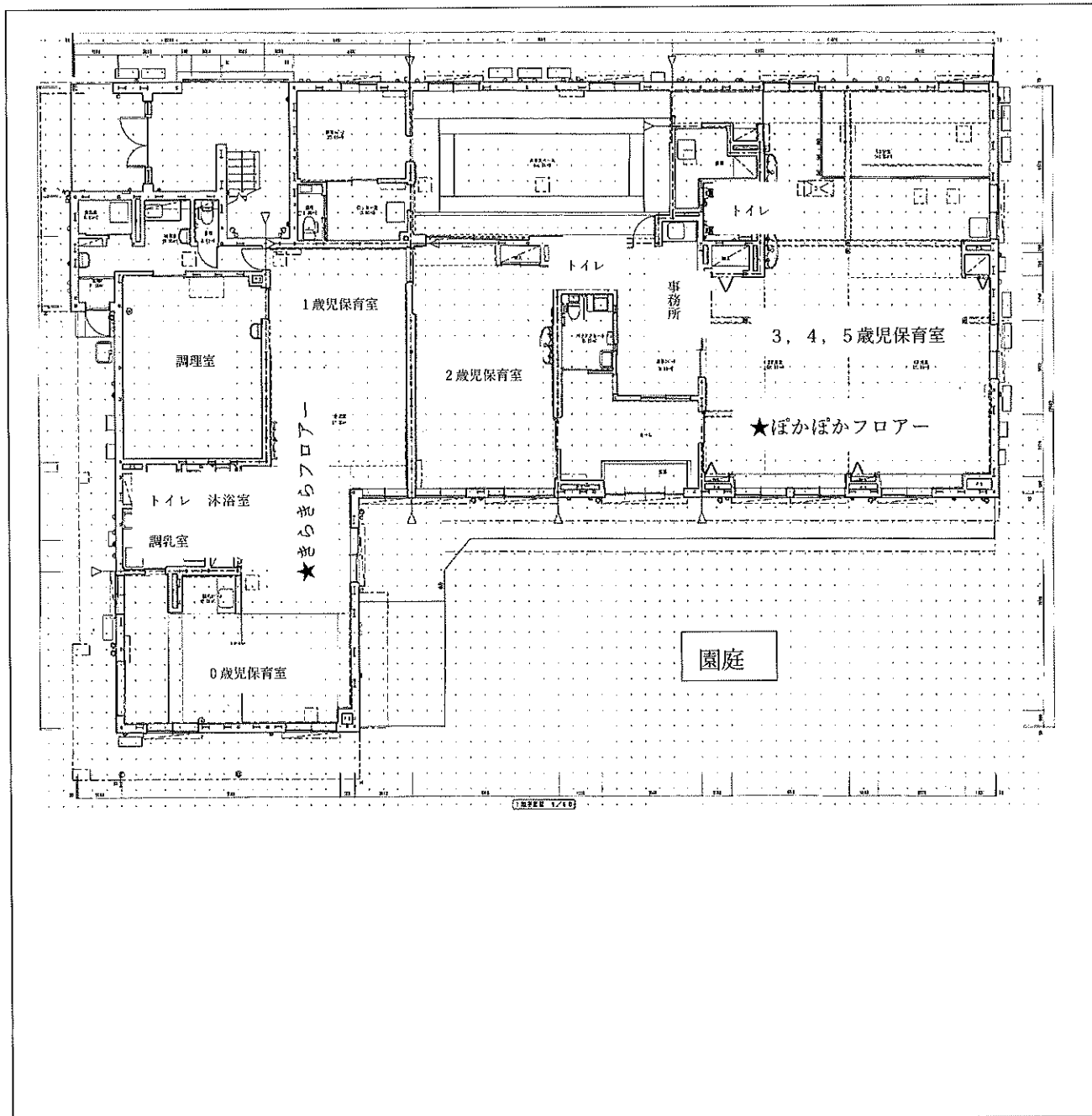
職員数：30名(令和7年4月1日見込)

園長1名、事務長1名、主任保育士1名、保育士20名(正規14名、パート6名)、

栄養士3名(正規3名)、調理員1名、保育アシスタント1名、用務員1名、学生アルバイト1名

- ・開所時間内には、必ず複数の職員を配置しています。
- ・ローテーションにより、各保育士の勤務日数及び勤務時間帯は異なります。

【園舎図】



【施設・設備の概要】

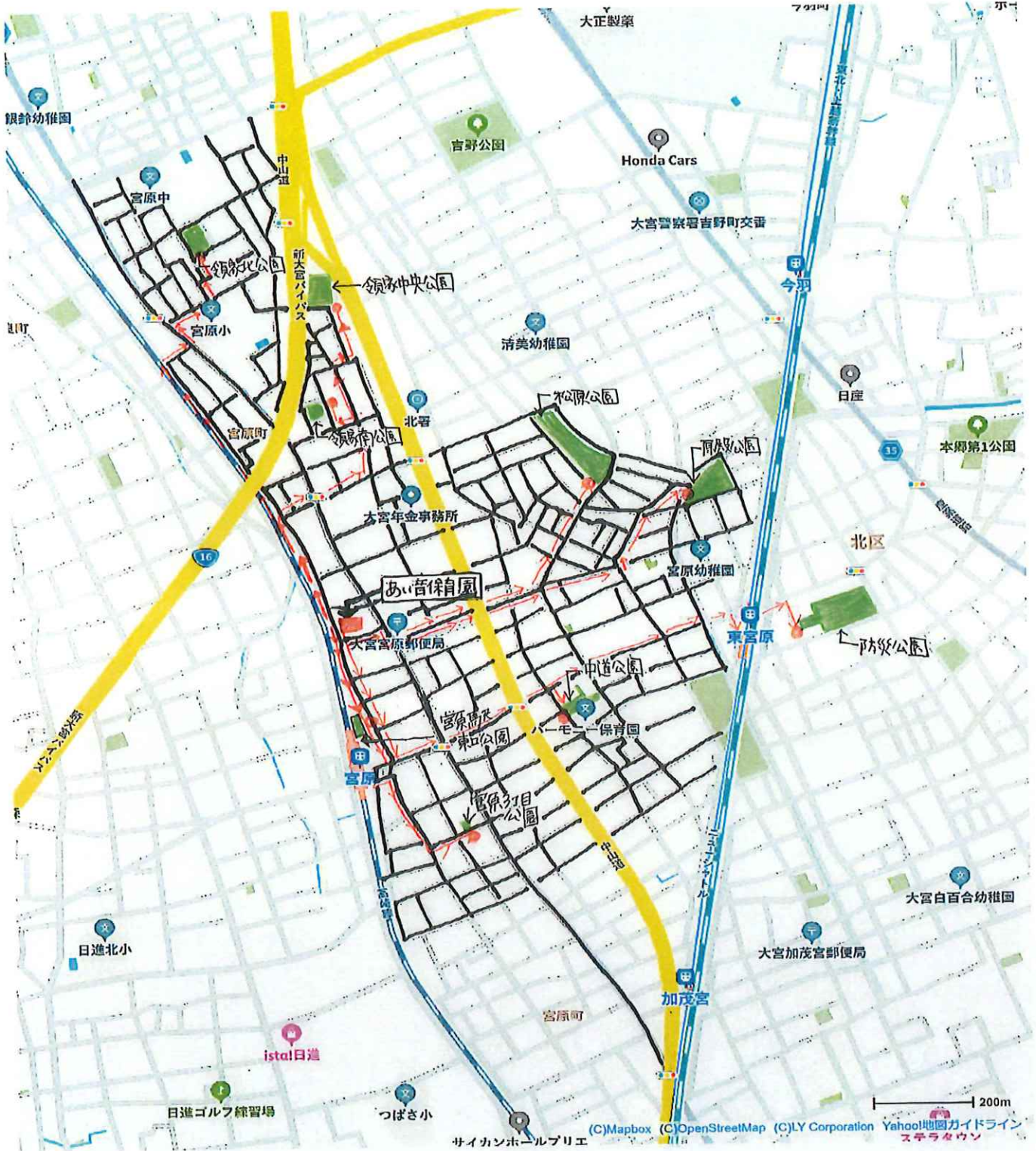
| | |
|-------------|---|
| 構造 | 鉄骨造陸屋根3階建 |
| 敷地全体面積 | 974.61 m ² |
| 屋外遊技場面積(園庭) | 100.49 m ² |
| 建築面積 | 435.86 m ² |
| 延床面積 | 1313.78 m ² |
| 保育室等 | <ul style="list-style-type: none"> ・0歳児,1歳児保育室(きらきら) ・2歳児保育室 ・3,4,5歳児保育室(ぽかぽか) |
| 保育室等以外 | <ul style="list-style-type: none"> ・調理室 ・事務室 ・医務室 ・職員室 ・調乳室 ・沐浴室 ・便所(大便器10据) |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房完備 ・床暖房 |

【利用定員】

クラス編成(定員90名) ※令和7年4月1日見込み

| 歳児 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| クラス名 | はな | ほし | つき | にし | そら | たいよう | |
| 定員 | 8名 | 16名 | 16名 | 16名 | 17名 | 17名 | 90名 |
| 受入 最大人数 | 8名 | 16名 | 17名 | 17名 | 17名 | 17名 | 92名 |

あい音保育園 周辺地図(散歩マップ)



【提供する保育・教育の内容】

児童福祉法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

【開所日・開所時間】

開所日：月曜日から土曜日

休所日：日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日まで

開所時間：月曜日～金曜日 7：15～19：15

土曜日 7：00～18：00

※5月の連休の前後、お盆の時期の前後、9月の連休前後、年末年始は食材の発注数の確認の為にアンケートをとる場合があります。ご協力よろしくお願いします。

【土曜日共同保育実施について】

土曜日共同保育とは、認可保育園において土曜日の利用者が少ない場合、近隣の認可保育施設等が連携し1か所の保育施設等で共同保育を実施することにより、保育士等の勤務環境改善等を図ることを目的とするものです。実施内容については、以下の通りです。

1. 【実施開始】

令和5年4月1日～

2. 【実施施設・依頼施設】

| | | | |
|------|-----------------|-----|--------------|
| 実施施設 | あい音保育園 | | |
| 所在地 | さいたま市北区宮原町4-3-9 | 連絡先 | 048-729-5831 |
| 開所時間 | 7時00分～18時00分 | | |
| 依頼施設 | ハーモニー保育園 | | |

3. 【利用できる園児】

あい音保育園、ハーモニー保育園の在園児

4. 【職員体制】

あい音保育園の職員複数名（2名以上）、ハーモニー保育園の職員（1名以上）を配置

5. 【留意事項】

①給食提供については、実施園（自園調理給食）より提供し、献立表に明記する。

アレルギー児等の配慮は2園間で情報を共有する。

②保育の提供中または送迎中に発生した事故については、原則として利用する子どもが在籍する保育所において責任を負う。「ほいくのほけん」加入

【災害時等における臨時休園等について】

市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（以下、「保育所等」という。）において、新型インフルエンザ等の感染症まん延時や台風・豪雨等の自然災害発生時（以下、「災害時等」という。）など平常時の保育を維持できない状態となった場合に、子ども、保護者、保育従事者の安全を守るため、保育所の開所や臨時休園等で対応する内容については、以下のとおりです。

【感染症等の対策について】

- 1 緊急事態宣言、緊急事態措置に基づいて、市内の感染状況等を勘案しながら、市が登園自粛や臨時休園の要請を行います。
- 2 感染症に罹患した園児、職員、保護者が生じた場合は、個別に市が登園自粛や臨時休園の要請を行います。
- 3 登園自粛要請の場合は、家庭での保育が可能であれば登園を控えてください。
ただし、勤務等の都合により保育を必要とする方の登園を妨げるものではありません。
- 4 市内での感染が拡大し、又は園児、職員、保護者の罹患により臨時休園となった場合は、応急保育(職種等を限定した縮小保育)とします。

【自然災害(風水害)の対策について】

- 1 発災時は、子ども、保護者、保育従事者等の人命第一に対応します。
- 2 風水害の発生により、さいたま市が「警戒レベル3(高齢者等の避難準備)以上」の発令を行った場合は、臨時休園等を行います。
- 3 午前6時時点、又は午前6時から開園時刻までに、「警戒レベル3以上」が発令された場合は臨時休園とします。午前10時時点で発令状況、安全を確認し、午後からの開園について判断します。
- 4 開園中に「警戒レベル3以上」が発令された場合は、「宮原小学校」に避難します。
ただし園内が安全と判断した場合は園内で待機します。
- 5 避難した場合には、保護者へ「状況の連絡」を行います。連絡を受けた保護者は「安全を確保しつつ、できる限り速やかなお迎え」をしてください。
- 6 鉄道等の計画運休が発表された際には職員体制を確認し、十分な保育体制が確保できないと判断した場合は、計画運休に該当する公共交通機関を利用する保護者を中心に、自宅での保育が可能であれば登園自粛のお願いを行うことがあります。
- 7 上記2の発令によらず、あい音保育園において安全の確保が困難と判断した場合には、同様に臨時休園や園児の避難を行い、保護者へ連絡を行うことがあります。

【参考】

《警戒レベル、住民がとるべき行動について》

| 警戒レベル | 状況 | 避難情報等 | 住民がとるべき行動 |
|----------------------------|--------------|------------------------|---|
| 5 | 災害発生又は切迫 | 緊急安全確保 | 命の危険があります。直ちに安全確保して下さい。 例) 緊急安全確保 |
| ~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~ | | | |
| 4 | 災害のおそれ高い | 避難指示 | 危険な場所から全員避難してください。 例) 立退き避難又は屋内安全確保 |
| 3 | 災害のおそれあり | 高齢者等避難 | 危険な場所から高齢者等は避難してください。 例) 高齢者及び障害のある人等、及び支援者の避難 |
| 2 | 気象状況悪化 | 大雨・洪水注意報など (気象庁が発表) | 自らの避難行動を確認してください。 例) ハザードマップ等により災害リスクを確認 |
| 1 | 今後気象状況悪化のおそれ | 早期注意情報 (気象庁が発表) | 災害への心構えを高めてください。 例) 防災気象情報等の最新情報に注意する |

出典：さいたま市ホームページ

「警戒レベル3」は、発令前は危険を感じないことが多いようです。しかし、災害時に亡くなった方の約半数が「警戒レベル4」の時という専門家の話もあり、「警戒レベル4」から避難を開始したのでは間に合わない為、「警戒レベル3」から避難をします。

【園からの連絡の方法】

ウェルキッズの一斉メールで連絡をします。

【災害後の保育再開について】

浸水や断水・停電、園舎の損壊、木々や地域の建物の倒壊等起きた場合は、安全が確保できないため、復旧するまで保育中止とします。災害後は、下記の項目の安全が確認できてから保育を再開します。

- ①施設の安全の確保
- ②施設周辺の安全の確保
- ③ライフラインの状況（電気、水道、ガス、通信、交通、等）
- ④職員体制の確保
- ⑤給食の提供（一時的に弁当持参の可能性あります。）

【その他】

当園では子育て中の保育士が多いため、幼稚園・小学校が休校となった場合、保育に従事できる職員が少なくなります。学校等が休校になった時などは、ご家庭での保育に、極力ご協力ください。特に産休中・育休中・求職中・休職中・仕事が休み・ご自宅での仕事が可能な場合は、ご協力を宜しくお願い致します。

「警戒レベル2」以下で出勤される場合は、帰宅できなくなる可能性(ご自身が帰宅困難者になる可能性)を考慮しつつ、早めのご帰宅をご検討ください。

【利用の開始及び終了に関する事項等】

〈入園に関する手続きについて〉

入園時には別紙の書類を提出してください。

〈退園に関する手続き〉

退園される方は、分かり次第担任等へお知らせください。退園届けに必要な事項を記入し事務所・支援課までご提出ください。

〈転園、休園に関する手続き〉

転園、または休園を希望される場合は、決まり次第速やかに担任等へお知らせください。転園届けに必要な事項を記入し事務所・支援課までご提出ください。

〈教育・保育の提供の終了について〉

当園は以下に掲げる場合に教育・保育の提供を終了します。

- 1.園児が小学校へ就学したとき
- 2.子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき
- 3.その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

【保育時間】

〈保育標準時間認定〉

7:15～18:15 の範囲内で保育を必要とする時間

(やむを得ない理由により保育が必要な場合は、月曜日から金曜日は 18:16～19:15 の範囲内で延長保育を提供する。)

〈保育短時間認定〉

8:45～16:45 の範囲内で保育を必要とする時間

(やむを得ない理由により保育が必要な場合は、月曜日から金曜日は 7:15～8:44 まで又は 16:46～19:15 の範囲内で延長保育を提供する。)(土曜日は 7:00～8:45 まで又は 16:46～18:00 の範囲内で延長保育を提供する。)

【保育料等】

保育料：支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料を支払ってください。

延長保育料(保育短時間認定)

7：15～8：44の間及び16：46～18：15の間 30分250円

延長保育料(保育標準時間認定、短時間認定共通)

※18:16以降の延長保育の時間は「おやつ」を提供します。ミルクの提供はありません。

18：16～19：15の間 60分500円(1回)

定期利用者 60分延長1か月 4,000円

※定期利用を希望する方は「延長保育利用申請書」を提出してください。

(定期利用で申し込まれている方は利用回数に関係なく定額料金を請求いたします。)

※当日急な利用を希望する場合は必ず連絡をお願いします。

※はなぐみ(0歳児クラス)は1歳を過ぎるまでは利用できません。

| 延長保育料金表(スポット利用) | | | | | |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------|--------|------------|
| | 月曜日～金曜日 | | | 土曜日 | |
| | 標準時間認定 | 短時間認定 | | 標準時間認定 | 短時間認定 |
| 7:15～7:45 | 通常保育料 | 延長保育料 250円 | 7:00～7:30 | 通常保育料 | 延長保育料 250円 |
| 7:46～8:15 | 通常保育料 | 延長保育料 250円 | 7:31～8:00 | 通常保育料 | 延長保育料 250円 |
| 8:16～8:44 | 通常保育料 | 延長保育料 250円 | 8:01～8:30 | 通常保育料 | 延長保育料 250円 |
| 8:45～16:45 | 通常保育料 | 通常保育料 | 8:31～8:44 | 通常保育料 | 延長保育料 125円 |
| 16:46～17:15 | 通常保育料 | 延長保育料 250円 | 8:45～16:45 | 通常保育料 | 通常保育料 |
| 17:16～17:45 | 通常保育料 | 延長保育料 250円 | 16:46～17:15 | 通常保育料 | 延長保育料 250円 |
| 17:46～18:15 | 通常保育料 | 延長保育料 250円 | 17:16～17:45 | 通常保育料 | 延長保育料 250円 |
| 18:16～19:15 | 延長保育料 500円(1回) | 延長保育料 500円(1回) | 17:46～18:00 | 通常保育料 | 延長保育料 125円 |

【保育料以外の集金】 ※金額は令和7年3月1日現在のものです。販売価格の変更により値段が変更となる場合があります。

| 園からの集金一覧 | | | | | | |
|---|------------------------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 内容 | はな | ほし | つき | にじ | そら | たいよう |
| 延長保育料 ※金額は別頁をご覧ください。 費用が発生している場合、月ごとに利用明細を配布します。 | 対象者のみ ※但し、はなぐみは満1歳までは利用不可 | | | | | |
| 給食費 1か月 7,000円(にじ・そら・たいよう) (主食費 2,500円 副食費 4,500円) | | | | ○ | ○ | ○ |
| カラー帽子(たれつき、クラスカラーのもの) 1,080円 ※入園時に購入。進級時もそのまま使用可 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ベッドカバー(はな・ほし) 1枚 1,650円 ※希望者のみ | (○) | (○) | | | | |
| マットカバー(つき・にじ・そら・たいよう) 1枚 1,650円 ※希望者のみ | | | (○) | (○) | (○) | (○) |
| 園児保険代(スポーツ振興センター負担分) 1年 280円 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 保育参加時昼食代 1食 275円 | 該当者のみ | | | | | |

【集金の注意事項】

※給食費は登園日数、給食の提供回数問わず定額払いとなります。
(出席0日の場合、集金はありません。)

【支払方法】

支払いは毎月 enpay (エンペイ) で行います。

ご請求・お支払い方法のお知らせ

保護者の皆様と園側双方の対応負担を軽減し、より良い園運営に繋げるために、当園では「enpay（エンペイ）」という、LINE を活用した決済サービスを導入しております。みなさまには LINE 公式アカウントを登録していただき、スマホからお支払いいただきます。

① エンペイについて

■ 毎月 LINE に請求メッセージが届きます。

エンペイ LINE 公式アカウントを通じて請求が届きます。請求明細や過去のお支払い履歴もスマートフォンから確認できます。

■ お好きな決済方法でお支払いください。

クレジットカードや、コンビニ、PayPay など豊富な決済手段があります。各種ポイントを貯めることができます。

■ 安心・安全のセキュリティ

保護者の LINE アカウントが、サービス運営会社や施設側に知られてしまう事はありません。お客さまからお預かりした情報資産を、あらゆる脅威から保護するための情報セキュリティ管理に取り組んでいます。



② LINE登録のお願い

ID とパスワードが記載された別紙をご確認ください。

LINE をご利用されていない方には、紙の請求書で対応いたします。

公式サイト：<https://enpay.co.jp/top/>



子どもの権利条約に基づいた保育

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」

この条約は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた正解 196 の国・地域が締約している世界的な条約です。18歳未満の児童(こども)を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮も必要なこどもならではの権利も定めています。(こども基本法パンフレットより)

児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則

(日本ユニセフ協会ホームページより抜粋)

生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「子どもの権利条約」(日本ユニセフ協会ホームページ)はこちら
URL:https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html



国連子どもの権利委員会は2019年1月16日と17日に子どもの権利条約の日本の実施状況に関する審査を行い、2月7日に総括所見を公表しました。今回の審査は日本が1994年に締約国となって以来、1998年、2004年、2010年に続き4回目の審査でした。

総括所見では条約に基づき日本がとるべき措置について、多岐にわたる勧告を列挙しました。とりわけ緊急措置をとるべき分野として、差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰に関する課題等をあげています。

子どもの意見の尊重について、委員会からは、自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念していて、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見が正当に重視されることを確保するよう勧告しています。

体罰については、委員会は学校における体罰が法律で禁じられていることに留意しながらも

- ・学校における禁止が効果的に実施されていないこと
 - ・家庭及び代替的養育の現場における体罰が法律で全面的に禁じられていないこと
- 等を深刻に懸念しています。

その他、教育についてはストレスの多い学校環境(過度に競争的なシステムを含む)から子どもを解放するための措置を強化するように勧告しています。

当園では子どもの権利条約及び子どもの権利委員会の所見を踏まえて

子どもたちへ体罰を行わないことは当然のこととして

- ・子どもを大人同様ひとりの人間として尊重する
- ・子どもたちの意見を聴く、尊重する、対話をする
- ・過度に競争的なものは取り入れない
- ・子どもたちを平等に愛し大切にする
- ・子どもにとって最もよいこと(子どもの最善の利益)を行う

以上の点を原則として保育を行います。

〈参考〉

こども基本法パンフレット

「子どもの権利条約」(日本ユニセフ協会)

子どもの権利委員会 総括所見 日本(第4回～5回)

虐待の防止のための措置に関する事項

児童虐待防止法 第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない

〈職員〉

- ・設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- ・児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために職員マニュアルを策定し、マニュアルをもとに新規採用者研修、園内研修を実施しています。

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

第9条の2 「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」

※平成26年 内閣府令第39号 第25条 虐待等の禁止

特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

〈保護者・地域〉

(発生予防)

- ・職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担を軽減できるように努めます。
- ・保育の専門家として子育ての悩みについて助言・援助を行います。

(早期発見)

- ・前兆を見逃さないよう、子どもや家庭の様子に注意を払います。
- ・児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

児童虐待防止法 第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

(虐待が発生している家庭への援助)

- ・関係機関との連携を図り、担当者のみでなくチームで支援を行います。

参考

「体罰等によらない子育てのために」 厚生労働省

「叩かない子育て」推奨パンフレット さいたま市私立保育園協会

保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン こども家庭庁



なぜ体罰等はいけなの？

- 体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。
- これは科学的にも明らかになっています。



しつくと体罰はどう違うの？

- しつとは、子どもの人格や才能を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
- そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった

▶▶▶ 全て体罰です。

※ 頭に飛び出しそうな子どもをつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。



子育てはいろいろな人の力と共に

- 子どもを育てる上では、支援を受けることも必要です。市区町村などが提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。
- 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センターなどへ相談しましょう。
- 子育て中の保護者に接するみなさんと、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていきましょう。
- 保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所なども連携して社会全体で支えていく必要があります。

子どもが持っている権利

- 大人に対して叩く、殴る、暴言を吐くといったことは人権侵害になりますが、これは子どもも同じです。
- 子どもも人権の主体であり、全ての子どもには、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されています。
- 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することに、一義的責任を負います。



体罰等によらない子育てを広げよう！

2020年4月から法律が変わりました！



みんな子育てを支える社会に

子どもへの体罰は法律で禁止されました。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。

詳しくは



「体罰等によらない子育てのために～みんな子育てを支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>

ご相談は

まずはお住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

虐待かもと思ったら
189
児童相談所
虐待対応ダイヤル
(通話料無料)

※ 一部のIP電話からはつながりません。

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うことができ、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。



体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

体罰等はよくないと分かっているいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。子どもとの関わり方の一例を紹介します。

POINT 01

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

- 相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。
- 子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。



POINT 02

「言うことを聞かない」にもいろいろあります

- 保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。
- 「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合わない・・・というのも一つです。



POINT 03

子どもの成長・発達によっても異なることがあります

- 子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。
- 子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。



POINT 04

子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう

- 乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。
- 子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分でできるような環境づくりを工夫してみましょう。



保護者自身のポイント

- 否定的な感情が生じたときは、それは子どものどんな言動が原因なのか、自分自身の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことに関係しているのかを振り返ってみましょう。

POINT 05

注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

- 子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも一案です。難しければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみるのもよいでしょう。
- 子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気を増やす方法を意識してみましょう。



POINT 06

肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

- 子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。



- 「一緒におもちゃを片付けよう」と共にいたり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。

POINT 07

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

- 子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。
- 結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。



保育の方法



異年齢保育 ～日々兄弟姉妹のように～

宮原ハーモニーでは0～1才、3～5才を中心とした全年齢による異年齢保育を行っています。
乳幼児期から様々な人と関わる機会は子どもの育ちをより豊かなものにします。

一例として

- ・思いやりの気持ち、援助の気持ち、寛容さが育つ
- ・年下の子どもにとって近くにいる年上の子どもの存在は真似をする対象となり刺激を受ける
- ・年上の子にとっては年下の子の手本になることで自信をつけたり教えてあげることによって自分の能力を定着させることができるなどが挙げられます。

近年子どもたちの「コミュニケーション能力の低下」や「社会性の育ち」が十分でない事が問題視されていてその一因として乳幼児期からの子ども同士の関わりの機会が減っている事が挙げられています。

子ども社会が自然に発生する保育園では子どもたちには兄弟姉妹のように過ごしてもらいながら「子ども同士が関わる機会」を大切にして「子どもと子どもを繋げたい」と考えています。

※遊びと生活の時間は異年齢での活動が中心となります。

※年明けを目安に進級するクラスでの活動を増やしていきます。(移行・部分移行)

※特別カリキュラム、年長児の就学準備等活動に応じて年齢別活動を取り入れます。

チーム保育 ～全職員が全園児を～

当園では「担任」にこだわらない保育を行っています。それは子どもたちの園生活が異年齢を基本としている為、職員は全ての子どもの事を見守る必要があるからです。

チーム保育を行うメリットの一例として

- ・子どもたちが担任の先生以外の先生とも関わるができる
- ・子どもの姿を担任一人の目だけではなく複数の職員の目で見ることによってたくさんの良いところを見つけてあげられるといった点があげられます。

苦手な点は補い合いながら、得意なことや強みを活かし合い

職員同士助け合いながら保育を行えることもチーム保育の良い点です。

園では家族のように過ごして欲しいと考えていますので「全職員が全園児を」を合言葉に

「担任・担当制保育」ではなく「担任」にこだわらない「複数職員によるチーム保育」を行います。

※シフト勤務となる為、朝の受け入れ、夕方の申し送りはその時間の担当職員が行います。

※0～2歳クラスまでの連絡帳の記入等も複数職員で行います。※面談は担任が行います。

※職員が数名ずつ交代で担任、担当以外のお子さんと過ごす時間を設けます。(シャッフル保育)

選択制の保育 ～自分で考え、自分で選ぶ～

宮原ハーモニーでは保育の中で子ども自ら「選択」できる場面や「選択」できる遊びの環境(コーナー保育、ゾーニング保育)を用意しています。

コーナー、ゾーニングの保育は

- ・子どもが自ら選択する
- ・子どもが自ら手に取れる事を基本としています。

好きなもので遊び込む事が一番のねらいですが、子どもたちには遊びを通じて「自由」と「責任」についても学んで欲しいと考えています。

子どもたちに考えさせず、全てを一斉に行う保育が問題視されています、自ら選び、決断する力は日常の小さな選択から育まれます。

日々の選択の積み重ねが、自ら決断し、責任を持つことができる大人への第一歩です。

子どもたちには、「自分だけでなく、周囲の人にとってどうか」を考え、選ぶことを通じて他人との関係をうまく築く人になってほしいと思っています。

※選択制であることを理由にして、子どもたちの経験の偏りを招いたり、呼びかけを怠った任せ過ぎの放任保育になったりしないよう、保育者は十分配慮し、気をつけます。

※年齢、発達に応じて、選択肢が多くなり過ぎないように配慮します。

みんなで作る行事 ～競争ではなく共創へ～

宮原ハーモニーでは、子どもたちの主体性を育む保育を行うため、園の行事も子どもたちの興味、関心、好きなことをテーマにした「子ども主体」の内容にしています。従来型の一斉的な大人主導の行事は「行事の練習だけで遊びが発展しない」「練習を嫌がる子どもがいる」「うまくできない子は登園したくなくなる」等の問題点が挙げられています。

園の行事は子どもたちのためのものであり、子どもたちが楽しめるものでなければなりません。

「保育士が全て決めて行うのではなく、普段の遊びの延長の表現ができるようにする」「子どもたちが行事に向けて話し合う」といった点を大切にしながら企画、準備、当日の運営も子どもたちと一緒にいきます。子どもたちと話し合いながら作る行事は時間もかかり、大変なことも多いですが子どもたちにとっては貴重な経験となり、何よりの思い出になると思っています。

参考：「子どもを中心に保育の実践を考える～保育所保育指針に基づく保育の質の向上に向けた実践事例集」

その他の保育の特色

特別カリキュラム(外部講師)

ハッピーにここにこタイム (ハピにこ)

星野優美子先生による「ハッピーにここにこタイム」では、にじぐみからの「おともだちとなかよくなるには」また就学に向けての「文字遊び」「数遊び」を取り入れます。選択理論心理士、PCM®トレーナーである先生から「個性の理解」についてもお話を伺い日々の保育に生かしていきます。



講師：星野 優美子先生
(にじ・そら・たいようぐみ担当)



講師：中山 美枝先生
(つきぐみ担当)

アート活動 (にじ・そら・たいよう)

制作コーナー、アートコーナーを用意して日常的に制作やアート活動を行えるようにします。

また月に1度、外部講師によるアート活動を取り入れます。(わくわくアート) みんなが同じものを同じように作らなければいけない、やらなければいけないという考えではなく、子ども達の「やってみたい」「楽しそう」という気持ちを重視した体験型の「アート活動」を大切にしたいと考えています。



講師：中井まこと先生

体操教室 (そら・たいよう)

そらぐみからは週に1度体操教室の時間があります。

※2月からはにじぐみ・そらぐみ

基本的な運動の指導(マット運動、跳び箱、鉄棒、ボール遊び、縄跳び等)を楽しみながら、少し難しいことに挑戦していきます。



講師：まいたいむ 岸澤 正幸先生

公園遊び、外遊び

あい音保育園の近くには多くの公園があります。

宮原駅東口公園・宮原三丁目公園・領家中央公園、領家南公園、領家北公園、松原公園、原殿公園
中道公園 等があります。天気の良い日は積極的に園外散歩に出かけています。

園外散歩のねらいは体力づくりと自然に触れることです。

公園では地域の子どもたちと園の子どもたちが関わる姿も見られます。一昔前には当たり前だった子ども集団での遊びや関わりの広がり。子どもたちが子どもらしく遊ぶ自然な姿を見守りたいと思います。

※園外保育マニュアルにもとづき園外保育を行います。

※災害用の簡易トイレを公園で使用しています。

ICT の活用

法人契約の「zoom」等を使って、系列園・施設の園児・児童との交流等を予定しています。

感染症対策の考えから、園行事等をオンラインで行う場合があります。（入園説明会や懇談会等）

また園の見学会や職員研修等もオンラインで行う場合があります。

★性差への配慮

乳幼児の性別により、保育活動の内容、遊具の種別、集団などを固定的に分類することは行いません。

固定的なイメージに基づいて子どもの性別などにより対応を変えたり、固定的な意識を植え付けたりすることがないようにします。

一人ひとりの子どもの行動を狭めたり、子どもが差別感を味わったりすることがないように十分に配慮します。子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見を持つことがないように人権に配慮した保育を心がけます。

働き方改革の対応

当法人では、保育士の離職防止、仕事と家庭の両立支援の為「働き方改革」を進めています。

①有給消化

義務となった有給5日の使用を含めて、有給使用を推奨しています。
その為、担任が不在の日もありますがチーム保育で対応しますのでご了承ください。

②残業の削減

各種書類の見直しや行事の準備を見直し、残業の削減に努めています。迎えが平日19時15分過ぎ、土曜日18時過ぎると保育士の残業となってしまいますので開所時間内の迎えは厳守でお願いします。

③休憩時間の確保

休憩は休憩室でとることを基本としています。休憩中は対応等行えない場合がありますが予めご了承ください。

④ノンコンタクトタイム

人員に余裕がある場合は、事務室で作業することを勧めています。

⑤子育て中の職員の両立支援

一部のシフト勤務を免除した契約制度を設けています。
その為、特定の時間の勤務をしない職員がおりますので予めご了承ください。

⑥電話対応

欠席連絡や遅刻の連絡、迎えの時間の変更はアプリで申請ができるようになっていました。
できる限りアプリからの申請のご協力よろしくお願いします。

⑦ICT化

「ウェルキッズ」「チャイルドケアウェブ」を導入し、業務省力を行っています。
各部屋にパソコン・タブレットを設置し、保育中に作業を行う場合があります。
クラスに1台、iPod touch かスマートフォン、全職員にスマートフォンを業務用に貸与しています。
※機器を長時間操作する際は声を掛け合い保育への支障が出ないようにしています。

⑧LINE WORKSの活用

業務連絡、情報共有、ペーパーレスを目的としてLINE WORKSを使用しています。
その為、保育中に携帯電話(スマートフォン)を操作することがありますので予めご了承ください。

★さいたま市は保育士不足の影響が全国的に見ても大きい地域です。保育士の離職防止のため、上記のような取り組みを進めていますので保護者の皆様のご理解とご協力よろしくお願いします。

年間行事・活動



「行事に追われて」忙しく1年間が終わるといのはよく聞かれる話です。

しかし本当に大切なのは「日々の保育の充実」でありその延長が充実した行事に繋がると思います。

保育園では「子どもたちが意欲的・自発的に取り組めるもの」という視点を大切に
季節ごとの行事を子どもたちと楽しみたいと思っています。

★園行事は年間行事予定表を参照してください。

◇その他

- 入園式は行いません。
- 遠足の日はお弁当の準備をお願いします。(つきぐみ以上)
- 母の日、父の日は行事として設けません。
- 業者による写真撮影を行う行事があります。(撮影を行う場合は事前にお知らせをします。)
- 行事で公園を使用する際は全て使用届を提出しています。

保育園の1日 ～デイリープログラム～

★登園は9時までにお願ひします。遅れる場合は必ず連絡をお願ひします。

【はなぐみ(0歳～1歳)】

・発達に個人差がありますので一人ひとりに合わせた保育を行います。

【ほしぐみ(1歳～2歳)・つきぐみ(2歳～3歳)】

・排泄、喫食状況などは個人別連絡帳にてお知らせします。

(個人別の連絡帳はつきぐみの満3歳以降は希望制になります。)

※デイリーはあくまで目安です。発達状況に合わせて時間や内容は変動します。

| | | |
|----------------------------|---------------------|--|
| 7:15 | 開園 順次登園 視診・検温 | 登園時にウェルキッズで 「登園の記録」をお願ひします。朝の準備をして健康状態の把握・連絡事項を職員に伝えてください。 (連絡帳を忘れずに入力してください。) |
| | 朝の自由遊び (異年齢遊び) | 異年齢で朝の遊びを行います。 (コーナー保育・外遊び) |
| 9:00 | おやつ・朝の集まり | 午前のおやつを食べて朝の集まりを行います。 (つきぐみは年度内に午前おやつが終了します。) |
| 9:30 | 課題保育 | 天気の良い日は園外・園庭で遊びます。 (夏場は水遊びを行います。) |
| 10:30～ 11:00～ 11:30 | 午前食 昼食 | 「食への意欲」「食べることを楽しむ」ことを大切にしてみんなで昼食をいただきます。 |
| 12:00～ | 午睡(睡眠チェック) | 安心した雰囲気の中で昼寝をします。 (全年齢睡眠チェック実施) おいしい食事、おやつをいただきます |
| 14:30～ 15:00～ 15:30～ | 午後食 おやつ 午後の遊び | ゆったりと室内で遊びながら迎えを待ちます。 (コーナー保育) ウェルキッズで「降園記録」をして帰りの準備をお願ひします。 |
| 18:15 (延長保育) | 順次降園 | 降園時1日の様子をお伝えします。 (連絡ボード・レターボックスもご確認下さい。) |
| 19:15 | 保育終了 | |